

令和6年度（2024年度） 熊本県森林審議会議事録

開催日：令和6年（2024年）11月25日（月）

開催場所：熊本県庁本館5階 審議会室

【開会】 14 : 30

<森林整備課審議員>

ただ今から、令和6年度熊本県森林審議会を開催させていただきます。

- ・ 席順説明（五十音順）
- ・ 会議公開の説明

ここで、委員の皆様を御紹介させていただきます。

- ・ 委員紹介（木下会長以下五十音順）

出席委員（10名）

木下会長、伊神委員、池田委員、坂本委員、副島委員、高見委員、中澤委員、野中委員、三原委員、森本委員

なお、伊神委員と中澤委員におかれては、今年度新たに当審議会の委員に就任していただいております。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会開催に先立ちまして、千田農林水産部長が御挨拶を申し上げます。

（千田農林水産部長挨拶）

<森林整備課審議員>

次に、本審議会の定足数について、申し上げます。

本日は委員10名のうち、10名の方々に出席をいただいております、熊本県森林審議会規則第4条に規定する定足数であります過半数に達しておりますので、本審議会が成立しますことを御報告申し上げます。

それでは、審議会開催にあたり、木下会長にご挨拶をお願いしたいと思います。
木下会長よろしくお願いいたします。

（木下会長挨拶）

<森林整備課審議員>

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議長については、熊本県森林審議会規則第3条に基づき、会長が務めることとなっておりますので、木下会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

<木下会長>

それでは、議長を務めさせていただきます。

まず、議事録署名者2名を指名する必要がありますので、私の方から指名をさせていただきます。

だきます。

議事録署名者には、副島委員と三原委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、森林法第6条第3項の規定に基づきまして、知事から諮問がございました白川・菊池川地域森林計画案、及び地域森林計画変更計画案についてご審議をいただきます。

また、今年度見直しが行われます熊本県水とみどりの森づくり税につきまして、ご報告いただくこととしております。

それでは早速議事に入ります。1の諮問事項について事務局からの説明をお願いいたします。

<事務局説明>

白川・菊池川地域森林計画（案）及び地域森林計画変更計画（案）（緑川、球磨川、天草）について、別添資料を基に説明。

（説明者：森林整備課長）

15：25説明終了

<木下会長>

今、説明がありましたように白川・菊池川地域の計画案と残りの3地域についての変更計画案の概要等について説明がございました。この説明につきまして委員の皆様から何かご意見、ご質問等があったら挙手をいただきまして私の方でご指名しますので、よろしくお願いしたいと思います。どうぞ、三原委員。

<三原委員>

2点ほど、教えていただきたい。最初に、全国森林計画の中でも、花粉発生源対策の加速化ということで、これは、岸田政権のときに話があって、林野庁の事業の中心になってきた事業だと思いますが、資料3の3ページの中にスギ人工林等の伐採を進めるという記述と、花粉の少ないスギの苗木の生産という記述がございます。説明の中でスギの伐採を進めることでスギ人工林を減らして、植え替えをするというファジーな言い方はしてありますが、具体的な中身を知りたいということで、折角の機会ですので、説明をお願いしたいと思います。

2点目は、資料3の8ページの林業職種の技能検定の取得向上の取り組みの記述がございます。技能検定というのが林業職種で認められて、外国人の人材受け入れの2号職種にもなっておりますので、この担い手対策についても、県の考えがあれば、教えていただければと思っております。

<木下会長>

はい。それでは三原委員から2点についてのご質問があったかと思うしますので、事務局から説明をお願いします。

<森林整備課長>

森林整備課です。まず、1点目の花粉症対策についてですが、説明の中ではファジーな言い方になっていたと思いますので、もう少し具体的な現状を説明させていただきます。現在、

県内の人工林の皆伐が進んでおりまして、年によってばらつきはありますが、2千ヘクタール弱というところで推移をしてきており、過去に比べると増えてきているという状況にあります。これに対して、再造林が1千ヘクタール程度にとどまっているということで、まずは再造林をしっかりと行っていくという方針です。政府の方針でも伐採の加速化が示されており、熊本県をはじめスギ人工林の成長が良いところではどんどん伐採が進んできていますので、そこに対してしっかりと再造林を進めていき、再造林にあたっては、花粉の少ない品種を植えていくという方針です。また奥地で、今後、林業を循環的に繰り返すことが難しい場所につきましては、広葉樹を植えたり、適切に天然更新を行っていくということによって、花粉を出すスギを減らしていこうということにしております。まずは再造林率50%に留まっているものをいかに上げていくかということ、そして政策の目的に沿った花粉症対策の品種を植えるということを進めていきたいと考えているところです。

<林業振興課長>

引き続き林業振興課から、技能士検定の県の取り組みについてお答えいたします。林業技能検定は、林業の育林とか素材生産作業に係る知識と技能を評価する国家試験でございます。今回初めて検定制度ができました。また、1から3級に分かれており、それぞれの知識、現場の技術に応じてそれぞれ1級から3級の技能士を名乗ることもできますし、それがひいては、現場の技術の方達の地位向上にも繋がり、就業環境の向上にも繋がるのではないかと考えております。この試験の第1回目が熊本県ともう1県で開催され、早速、今年度は1月末に試験がございまして、県としましては、そこで林業の技術の方々の支援をするため、受験料の一部支援ということと、検定試験の研修会の開催などの支援を行っているところです。引き続き、来年、再来年と続いていきますので、引き続き支援を行い、将来的には、現場の技術の方々の地位の向上に繋がればと考えているところです。

<木下会長>

よろしいですか。ありがとうございました。では、他の委員の皆様から。坂本委員。

<坂本委員>

熊本消費者協会の坂本です。よろしくお願いいたします。1つは要望ですけれども、昨年、ヒノキの花粉対策についてお尋ねさせていただきました。優先順位があるとは思いますが、ヒノキの花粉対策もお願いしたい。次に、資料3の3ページにあります、花粉対策において、花粉の少ないスギまたは広葉樹に植え替えていかれるということですが、伐採して利用されるときには、スギから広葉樹に変えるということで、利用時の影響というのは無いのかというのが1点。また、資料3の2ページに、森林が減少しているということで、これは環境保全の影響として懸念しているところですが、今後この宅地などへの転用について制限や計画がどのような形になっているのかをお尋ねしたいと思います。

<木下会長>

はい。それでは坂本委員の方からご質問等ございましたので、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

<森林整備課長>

森林整備課です。委員からご指摘ありましたヒノキの花粉対策についてですけれども、国の方針がスギ花粉が最も優先度が高いということは変わらないと思いますが、その一方でヒノキについても症状を訴えられる患者さんもいらっしゃるということですので、県の取り組みとしては、関西の育種場等から花粉が少ない又は成長に優れた品種の苗木を取り寄せて、試験用の苗畑に採種・採穂用の母樹として植え、花粉が少ない特性を持った苗木を生産できる基盤づくりを昨年度から進めております。これを何年かかけて成長させて、採穂できるようにして事業者の方々に提供していくという取り組みを進めているという状況でございます。それから、広葉樹への植え替えということで、木材利用的な観点で問題がないかというご指摘もありました。例えば、林業に向かないアクセスが難しい場所については広葉樹を植えて、比較的アクセスがしやすい場所にはスギを植えるというようなゾーニングの考え方を進めていきたいと考えております。委員のご懸念としては、スギを広葉樹に変えた場合、将来スギ資源が少なくなるのではないかとということにあるかと思いますが、現在主に伐採が進んでいるのは、アクセスしやすい場所で伐っている場合が多いので、そういう場所では積極的に再造林して、将来のスギ資源を確保していくことで進めていきたいと考えております。

<森林保全課長>

森林保全課です。2点目の森林が減っているというところですが、森林を開発するときに、林地開発許可制度というのがございまして、開発面積が1ヘクタールを超える場合、また、太陽光の場合は0.5ヘクタールを超える場合は許可が必要になっております。それがここに記載されている384ヘクタールの全てではありませんが、太陽光の開発につきましては、平成25年度から69件の申請があり、うち64件がすでに開発が終わっているところです。近年の状況としては令和5年と6年度は、申請は両方ともありません。一時期、再生可能エネルギーの開発ということで、全国的に、開発が進んだところですが、県内においては現在落ち着いている状況です。

<木下会長>

ありがとうございました。では、他の委員の皆様から。野中委員。

<野中委員>

私も教えていただきたいことが何点かありまして、資料3の5ページの造林について、天然更新の実行率が83%ですが、イメージでは天然更新は全部実行されて100%になりそうなイメージがあって、83%以外の部分はどんな場合なのかを教えていただきたい。また、先程説明があった2千ヘクタールのうちの再造林面積が1千ヘクタールというのは、天然更新も入っているのかというのが2点目。また、天然更新と広葉樹植栽の違いというか、どういふ場合が天然更新でどういふ場合が広葉樹植栽になるのかの3つを教えていただきたいと思います。

<木下会長>

はい。それでは（事務局からの説明を）よろしくお願いします。

<森林整備課長>

森林整備課です。1点目の資料3の5ページにある天然更新の実行率83%の考え方ですが、これはあくまでも前計画で749ヘクタールの天然更新を行うと計画したところに対して、実際に天然更新が行われたのが620ヘクタールということです。主伐した後に天然更新を行うことになりますが、主伐自体が50%程度にとどまっていますので、1つの要因としては伐採が少なかったために、計画の749ヘクタールに対して、結果的に620ヘクタールしかなかったということです。2点目の1千ヘクタールの再生林に天然更新が入っているのかという質問ですが、これはあくまでも人為的に再生林したところということで天然更新は入っておりません。従って、2千ヘクタールが皆伐されて、同じ年に植えたのが1千ヘクタールである場合、差分の1千ヘクタールに対しては、天然更新がなされたところもあれば、植えられずにまだ手がつけられていない場所もあるため、それらの場所については解消していきたいと考えているところです。3点目の天然更新と広葉樹植栽の違いについての考え方ですが、伐採後に天然更新するのか、人工造林するのかという選択について、まずは森林所有者の方の選択が1つ入ってくると思います。さらに技術的な面では、天然更新する場合は、技術的な指針としては例えば伐採地の近くに種を供給する広葉樹の母樹が存在しなければならないのですが、そういう母樹がない場合や笹が生えてしまっていて更新しにくいような場所であれば、広葉樹を植栽して、下刈りやシカ柵の設置など、人手をかけることが必要になってくるので、そういったところの兼ね合いで判断するのではないかと考えております。

<木下会長>

ありがとうございました。はい。それでは森本委員。

<森本委員>

建築士会から森本です。よろしくお願いします。資料2の8ページで、標準伐期齢以上が約9割ということで、かなりの面積が伐採時期を迎えているということでしたが、資料3の4ページで主伐の計画に対する実行が、5年間で半分にしか満たっていないということで、主伐をすべき適齢な時期が約20年間ぐらいだと思いますが、これから先、計画的には下ぶれになると思いますので、そうすると、いろんな想定される状況っていうのはあると思います。建材に関しても、そういった時期を過ぎた建材っていうのは非常に強度が低かったり、品質の低下も見込まれますし、生態系の変化など、今後見込まれる計画が下ぶれしたことによる悪しき状況に対して、こういうふうに計画変更して、その計画通りに持っていくという想定があれば教えていただきたいと思います。

<木下会長>

はい。それでは（事務局からの説明を）よろしくお願いします。

<森林整備課長>

森林整備課です。資料2の8ページの齢級構成の面積も、ひとつの形として、森林資源の循環利用の観点から、平準な形になるというのが目指すべき方向といえるのではないかと考えておりまして、その方向からいくと、いかに再生林をしっかりとやっていくかということが、ポイントだと思っています。また、一方で標準伐期齢を迎えたからといって全部伐りつくしてしまうということでもないと考えておりまして、全国森林計画以下の計画制度の背景として

は、やはり資源計画という位置付けもあると思っています。逆に言うと、ここまでは伐れるのではないかということで、結局、森林法が、森林資源の維持や保全を行うことが目的なので、当然伐りつくしてしまうところまではいかないですし、バランスよくやっていく必要があると思っています。例えば高齢級になると腐れが入ってしまって、建材としては使いにくくなってくるかもしれませんが、その一方で生物多様性に資する部分も出てきたりですとか、様々な齢級に応じた効果があります。このグラフはある年の同世代のものを1つのグラフで示しているの、例えば棒グラフの中でも木を伐るためのアクセスがいいところもあれば、奥地でアクセスが悪くて木材はどうしても出せないような場所も含まれているので、このグラフだけではわかりづらいところもあります。いずれにしても、できる限り使えるところをしっかりと使っていくという方向で、伐ったらしっかりと植えていくということを、まず基本的な方向性としては、進めていきたいというふうに考えているところですし、そのためには、どのエリアは伐って、どのエリアは伐らずに逆に公益的機能を高めるために適正な形で持っていくかということをしっかり考えながらやっていく必要があるというふうに考えています。

<木下会長>

はい。ありがとうございました。他には。はいどうぞ。

<副島委員>

熊本大学の副島です。生物多様性の話が出ましたので伺いますが、造林にしても天然更新にしても内容について気になっていることがあるのですが、特に獣害、シカの被害っていうのが激しくなっていて、20年前、30年前と比べると、林床の様子が一変してしまっていて、特に広葉樹の天然更新というのは、恐らくうまくいくものでは絶対ないというような状況だと思います。人工林にしても林床が非常に荒れておりまして、土壌流出の問題もあります。人工林においても、生態系や生物多様性の面で非常に重要な役割を果たしているのではないかと思います、どのような部署が管理されていてどのように今検討されているかについて伺います。

<木下会長>

はい。それでは（事務局からの説明を）よろしくお願いします。

<森林局長>

森林局長の中尾でございます。生物多様性という点については環境部局になりますが、森林の管理という部分では森林局が担っております。シカの頭数管理という部分について、そこは環境部局と森林部局で連携しながら、狩猟者の確保対策ですとか、有害捕獲の推進などといった各種対策について、両方で担っているところです。令和2年7月豪雨により森林が荒れているとか、大雨が降ったときに土砂が流れ出し、なかなか川の濁りが取れないというような声も聞かれます。緑の流域治水という言葉がありますが、高齢級の森林が増えてくる中で、高齢級の森林でも間伐を行っていくということで、できるだけ林床に光が入るような形で、広葉樹の発生を促し、下草を繁茂させて土壌流出を抑えるという対策を水とみどりの森づくり税を使いながら、引き続き森林管理に取り組んでいかなければならないと思っております。ただし、間伐をするうえでアクセスが悪い場所もかなりございますので、その対策

も検討していかなければならないと考えております。あわせて、森林施業を行う担い手対策もしっかり取り組んでいきたいと考えております。

<自然保護課長>

環境生活部の自然保護課でございます。シカの頭数管理の話がございましたので、現在の状況を話させていただきたいと思います。委員ご指摘のとおりシカの被害は年々広がっているため、令和元年度に県の方で頭数調査を実施しております。その結果として、推定で8万9千頭が県内にいるのではないかという調査結果をもとに頭数管理の計画を立てまして、年間2万3千頭を目標に捕獲していきたいという計画を立て、現在、実行しているところです。ちなみに令和5年度の捕獲実績は、狩猟と有害捕獲を合わせて約3万頭が捕獲されている状況で、令和5年度は近年では最も多い捕獲頭数になっています。とはいえ先程御指摘されたように地域によってはシカの被害が拡大しているという話もあるため、今年度、再度調査を行っているところです。その調査結果をもとに、再度様々な取り組みを実施していくことになるとは思いますが、その捕獲を進めるための対策として、シカとイノシシの狩猟期間について、従来は11月15日から2月15日が狩猟期間ですけれども、これを11月1日から3月15日までに延ばすという対策や狩猟の方法とか一部猟具の規制緩和などを行うことにより、とにかく捕獲を進めるというような取り組みを実施しているところでございます。

<木下会長>

はい。ありがとうございました。それでは他の委員から。中澤委員。

<中澤委員>

説明ありがとうございました。恐れ入ります一番初めに全国森林計画のポイントを教えていただいた際に、しっかり伐って、しっかり使って、そしてまたしっかり植えていくということで、実績の3倍ぐらいの計画の伐採をするという話をいただいたと思います。この全国森林計画を踏まえての地域森林計画ということで、しっかりと伐っていくという説明だったと思いますが、そうなりますと、やはり出口の方も必要なのではないかと思います。どうしても住宅需要も少し減退しているような状況かと思いますが、県産材をしっかりと県の中で使っていただくような、出口対策のようなところがあれば教えていただければと思います。

<木下会長>

はい。それでは（事務局からの説明を）よろしくお願いします。

<林業振興課長>

林業振興課でございます。県としましては、まず、県が発注する公共建築物は木造ということで、知事をトップにした本部会議で、情報共有をしております。県の発注については、ここ数年、木造率概ね100%で推移しておりますが、市町村の補助事業等を使ったものが100%に届いていないということで、現在指導や支援を行っており、将来的に100%を目指したいと考えております。また、一方で、民間の木材需要の方が圧倒的に多いものですから、それに対しては、以前から住宅等に対する木材の提供事業というものも行っております。ただし、住宅の木造率は、7割から8割となっているため、それ以外にどこで木材を使っていただくかということになると、住宅ではなく、非住宅の事務所であったり、現在は

技術的にビルを木造で作ることができますので、そこに注目をして、力を入れていこうと考えているところです。ちなみに、木材の3階建てのビルを建てる際の支援について、現在、絶賛募集中ですので、木造のビルを建てられるという情報がありましたら県の事業を紹介していただきたいと思いますと考えております。

<木下会長>

はい。ありがとうございました。それでは高見委員。

<高見委員>

長迫木材の高見です。私、木材業で、毎回入札にも参加したりしていますが、最近は木材が売れてないのが実情かなと感じております。なので、この伐り時である木材を今から伐っていられるっていうのはよくわかります。また、伐ったらまた次のものを植えていく循環型というのは、私も熊本に生まれてよかったとこの表を見て思っているところではありますが、今言われたように、木材がだんだん売れなくなってきている状況があって、私たちの仲間内では、小さくて本当に何人かでなさっている製材所は後継者もいないし、高齢化になっている。それから木材もあまり売れないっていうことであれば、止めていかれるところが来年再来年と増えてくるのではないかと感じています。先程、言われたように3階建てのビルが木材で建つ時代がもう来ているのは分かっていますし、3Dプリンターで住宅ができるということも分かっています。ただ、高層ビルを建てるにしても、今現在、素材の木材では建てることのできないため、それを集成材やいろいろなものに作り替えて、そういったものについてもう少し県の方から小さな製材所にご指導していただいて、みんなが笑顔で仕事ができるような環境を作っていただけないかなと思っております。あと、私どもで今考えているのが、日本で売れないから海外にということで、皆さん気持ちが海外に向いていて、熊本県の木材を台湾の展示会に持って行くようになっていますが、こういった窓口も県がしっかりと作っていただきたいと思います。その辺りの窓口については、いろいろ考えていただいているのでしょうか。

<林業振興課長>

林業振興課でございます。まず、輸出の方ですが、県も関係団体と一緒にになって協議会を作りまして、輸出に関する様々な調査や出展についての取り組みを行っておりますので、そこで一緒に考えていただければというふうに考えております。それともう1つの木材の使い道ということで、先程申しましたビルや大きな事務所になりますと、一本一本の無垢の木ですと、構造上、なかなか大変なものがありますので、集成材というものがございます。ただ、本県には集成材工場がありませんので、JAS規格の強度の機械等級区分ということで、集成材に代わるような計算ができるようなもので考えております。また、小さい製材会社にも入っていただいて、このJAS製品と一緒に作って売っていく協同組合を作っております。県としては、直接窓口ではないものの、設立当時から支援しておりますので、よろしければ、一緒にやっていければと思っております。

<森林局長>

森林局長の中尾です。補足ということで、確かに集成材工場はないため、できるだけ一般流通材を使って、建築物を建てようということで、先程JASという話もございましたし、

ＢＰ材ということで、柱角を重ねただけで作るという工場もございますので、一般流通材をできるだけ建築物に反映させようという動きがあります。それと若手建築士の方々と、モク活シンポジウムというのを年に１回程度させていただいており、今年で３回目になりますが、非常に意識の高い方が多くて、非常に刺激になっています。その中でもわざわざ県外に木材を出して、集成材にして、また県内に戻すのではなくて、今ある地域の木材を、できるだけ近くで加工して、地元で使っていこうという意欲的な方々がおられます。そういった方々の掘り起こしも必要だということで、毎年開催させていただいています。非常に刺激のある機会ですので、ぜひいろいろな方に出席していただきたいというふうに思っております。また、木材輸出については、民間主導で中国や韓国、台湾等に、過去最高の丸太輸出量になっていますが、やはり付加価値をつけて、製材品を海外に売っていくことは重要で、台湾等の展示会に出展して、日本の建築仕様で数棟ではありますが建てておりますので、ぜひ海外の需要も捉えながら、台湾に限らず他の国々に向けても、製材品の需要拡大をやっていきたいということで取り組んでおりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

<木下委員>

はい。ありがとうございました。あと他に委員の皆様から何か。どうぞ。

<伊神委員>

森林総研の伊神です。先程から木材を使っていくという話だと思いますけども、私も今回この説明を聞いて、この目標を達成していくためには、本当に使っていかなければいけないし、そっちが引っ張らなければいけないということを感じているところです。それで今話があったように、木材が売れなくなってきて、要は家が建たなくなってきている。これは、短期的に物価が高いことが大きな影響ですけれども、将来的にはさらに人口が減って家が建たなくなってくる中で、やはり、先程の非住宅或いは一般住宅であれば、国産材を使ってない梁桁とか、そういうところに使っていくというのが大きな方向性かなと思っています。そうするとやはり機械等級のＪＡＳがこれから求められてくるのではないかなと思っています。ただ一方で、先程の４１社で２２万ｍ³程度の生産量ですから、やはり小さな工場が多い地域かと思っています。そうした中でこのＪＡＳとか乾燥材をやっていくには協同化というのがすごく大きな方向性かなというふうに感じております。そういう意味で先程のサプライチェーンの集まりは非常に重要だと思っています。私はもともと地元が茨城ですが、そちらでも協同で乾燥して、ＪＡＳを売る工場がありますので、ぜひそうした取り組みもこれから進めていただければいいのかなと思って聞かせていただきました。以上でございます。

<木下委員>

はい。ありがとうございます。他には。

<池田委員>

国有林の方でも同様に白川・菊地川地域の森林計画区で国有林の計画を立てております。考え方は県から説明がありましたような形で、全く同じ方向性で作成をしているところです。今後その計画の実行に当たりましては、県の方々と連携をとって進めていきたいと考えております。以上でございます。

<木下会長>

はい。ありがとうございます。それではそれぞれの委員の皆様からそれぞれの立場で非常に中身の深いご質問またはご意見等を賜ったところであります。全体的に今回説明がございました資料について、いろんな項目の深掘りとその取り組みについてのいろいろな考え方、その状況といったご質問、ご意見があったとっております。またご提言もあったかと認識をしております。それでは他にご意見等もございませんようですので、今回の提案をいただいております白川・菊池川地域の森林計画案と、また地域森林計画変更計画案については、説明がありました原案通りで異議がない旨答申することによってよろしいでしょうか。

<各委員>

(異議無し)

<木下会長>

ありがとうございます。異議がないようでございますので、今回の白川・菊池川地域森林計画案、また地域森林計画変更計画案につきましては、原案の通りで異議がない旨答申することに決定いたします。ありがとうございました。また、ご審議をいただきました白川・菊池川地域森林計画、及び地域森林計画変更計画案につきましては、今後、農林水産大臣への協議が必要になって参ります。協議の結果によりましては若干修正されることも考えられます。この場合におきましては、事務局において修正箇所を明らかにした資料作成をいただきまして各委員へ文書により報告をしていただきたいと思いますというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは続きまして、議題の2報告事項に移りたいと思います。熊本県水とみどりの森づくり税につきまして報告をしていただきます。それでは事務局から説明お願いいたします。

<事務局説明>

熊本県水とみどりの森づくり税について、別添資料を基に説明。

(説明者：森林整備課長)

<木下会長>

水とみどりの森づくり税につきまして、事務局の方から説明をいただいたところでございます。このご報告について委員の皆さんから何か質問等ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいですかね。それでは予定されております議事については以上となります。折角の機会ですので何か委員の皆様から、情報提供等ございましたらお願いしたいと思いますけれども、何かございますか。よろしいですかね。

それでは私の方からですが、先週の木曜日に、全国山村地域振興連盟の大会に出席してきましたところ。その会長が今回熊本4区衆議院議員の金子先生が会長になられまして、会長代行が芦北町の竹崎町長ということになりました。その中で国土の4割から5割をこの山村地域または林業を生業とする地域が担っているとのご報告がございました。ここに江藤農林水産大臣、またすべての国会の会派の方も来てございまして、山村振興法が今年度で切れるということで、これから10年についての延長をしっかりと国に訴え、国も責任を持ってやろうということで決議をしたところでもあります。その中で言われたことが、国土保全とかいう

いゝな公益的機能を山村や森林が持っているわけですが、その人口比率からしますと2.5%で守っていることについて、日本の国土はこれでいいのかという議論が国会議員の先生から出ました。折角10年間延長するのであれば、山村とは何か、林業とは何かということについて、1度根本に返ってそういうものを支える理念的なものをしっかり作り上げて、あと10年間延長しますということがございました。大勢の首長が集まっておりましたが、本当に会場も割れんばかりの拍手が出まして、しっかりそういうことを国でも整理していただいて、今まで委員の皆さんからご意見がありましたような林業の課題や地域の問題、また鳥獣被害や緑の流域治水など、そういうものについて、国が支援をしていくということかと私も理解をしております。特に会長、会長代理が熊本県でございまして、こういう森林計画についてもしっかりリーダーシップを熊本県が取っていくということかなというふうに思っておりまして、これについては各審議会の委員の皆さんにも、随時ご報告を申し上げて、しっかり私どももその役目を果たしていきたいというふうに思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、以上で議事が終わりましたので議長の職をおろさせていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

<森林整備課審議員>

木下会長、どうもありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたり、熱心にご審議いただき、また貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

16:20 終了